様式3 当初

令和元年11月28日 工事執行機関 福島県県中農林事務所

入札(見積)執行調書 入札(契約)結果書

入札執行年月日 令和元年11月28日 発 注 種 別 土木設計、地上測 審 議 番 号 公 所 ▲ 庁 路 線 ・ 河 川 名 仁井田大堰地区 工 事 箇 所 自 須賀川市仁井田地内 至 工 事 概 要			<u>完成</u> 令和2年3月31日 予定価格 25,294,500		
業者コード 業者名 名	落 木 入 札 額 及	し 者 び 再 入 札	の 額	住 落札額	所 (契約額)
300006169 (株)新和調査設計	(1) 22,500,0 (3)	00 (2) (4)			24,750,00
	(1) (3)	(2) (4)			
	(1) (3)	(2) (4)			
	(1) (3)	(2) (4)			
	(1) (3)	(2) (4)			
	(1) (3)	(2) (4)			
	(1) (3) (1)	(2) (4) (2)			
	(1) (3) (1)	(2)			
	(1)	(2)			
	(3) (1)	(4)			
	(3)	(4)			
	(3)	(4)			
	(3) (1) (3)	(4)			
	(1) (3)	(4)			
	(1) (3)	(2) (4)			
	(1) (3)	(2) (4)			

様式3(裏面)

随意契約とした理由及び見積りの相手方を選定した理由

「随意契約とした理由」

本業務は、台風19号により被災した仁井田大堰を復旧するための設計、河川測量、ボーリング調査である。

本堰は、100haの受益地を有し、春先の水田代掻き期間までに農業用水を確保する必要があるため緊 急性を要する。

また、本堰の復旧にあたっては、河川管理者である県中建設事務所と『災害復旧事業の二重採択防止に 関する覚書』を締結し、災害査定を受検する必要がある。 このため、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付

このため、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1頃第5号(緊急の必要により競争入札に付 することができないとき)の規定により随意契約とした。

「見積りの相手方を選定した理由」

本業務は、災害復旧事業の委託業務であり緊急性がある。

また、災害査定申請を行うにあたっては、県中建設事務所が発注している護岸工事設計との整合性を図 る必要があり、それらを円滑に遂行できる業者は、県中建設事務所の護岸工事設計を受注している株式会 社新和調査設計のみである。

よって、本業務は、福島県財務規則施行通達269条関係1の(3)(契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不適当であるとき)により、株式会社新和調査設計との単独随意契約とした。

変更契約の内容

変 更 契 約 年 月 日	年	月	E				
変更後の完成年月日	年	月	В				
変更後の契約金額		円					
変更契約をする理由							
□ 1 現場精査による数量増(減)							
2 ()工事追加は)工事追加による増額					
🗌 3 その他()			